

BizSTATION 外為サービス利用規定／外為サービス Smart利用規定改定のお知らせ（2026年4月13日改定）

以下の通り、BizSTATION 外為サービス利用規定／外為サービス Smart利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ (<https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html>) よりご確認ください。

改定日 2026年4月13日（月）

改定対象利用規定および改定内容

■BizSTATION 外為サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年4月13日最終改定)	(2026年1月4日最終改定)
2	第4条 利用申込・サービスの 取止め	5. Biz外為サービスの申し込みについては、当行審査手続等独自の判断により承諾しない場合、または、ご利用いただけるサービスを制限して承諾する場合があります。なお、第2条第①号のサービスの開始は、お客さまが当行所定の方法により仕向送金の取引内容等に関する情報を入力し、その内容を当行が承諾した後となります。また、第2条第②号のサービスの開始にあたっては、お客さまが当行所定の方法により被仕向送金の取引内容等に関する情報を入力するものとします。また、第2条第④号のサービスの開始は、当行所定の審査手続を経て、「外国為替取引約定書」または「信用状取引約定書」および「銀行取引約定書」を当行あてに差し入れ、または当行との間で合意した後となります。お客さまは、自らの責任において、当行から依頼があった際には当行所定の方法により仕向送金および被仕向送金の取引内容等に関する情報を更新いただくものとします。	5. Biz外為サービスの申し込みについては、当行審査手続等独自の判断により承諾しない場合、または、ご利用いただけるサービスを制限して承諾する場合があります。なお、第2条第①号のサービスの開始は、お客さまが当行所定の方法により仕向送金の取引内容等に関する情報を入力し、その内容を当行が承諾した後となります。また、第2条第④号のサービスの開始は、当行所定の審査手続を経て、「外国為替取引約定書」または「信用状取引約定書」および「銀行取引約定書」を当行あてに差し入れ、または当行との間で合意した後となります。お客さまは、自らの責任において、当行から依頼があった際には当行所定の方法により仕向送金の取引内容等に関する情報を更新いただくものとします。

■BizSTATION 外為サービス Smart利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2026年4月13日最終改定)	(2026年1月4日最終改定)
2	第3条 利用申込等	5. 外為Smartの申込については、当行審査手続等独自の判断により承諾しない場合があります。仕向送金サービスの開始は、お客さまが当行所定の方法により仕向送金の取引内容等に関する情報を入力し、その内容を当行が承諾した後となり、当行は外為Smartのうち仕向送金サービスの利用を制限することがあります。また、被仕向送金サービスの開始にあたっては、お客さまが当行所定の方法により被仕向送金の取引内容等に関する情報を入力するものとします。また、お客さまは、自らの責任において、当行から依頼があった際には当行所定の方法により仕向送金および被仕向送金の取引内容等に関する情報を更新いただくものとします。	外為Smartの申込については、当行審査手続等独自の判断により承諾しない場合があります。仕向送金サービスの開始は、お客さまが当行所定の方法により仕向送金の取引内容等に関する情報を入力し、その内容を当行が承諾した後となり、当行は外為Smartのうち仕向送金サービスの利用を制限することがあります。また、お客さまは、自らの責任において、当行から依頼があった際には当行所定の方法により仕向送金の取引内容等に関する情報を更新いただくものとします。